

令和4年度 壱岐市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、人同士の接触やコミュニケーション等日常生活が一変しております。また、地域住民等による福祉活動や介護予防活動は休止や延期等活動の自粛を余儀なくされ、中止せざるを得ない事業が多くなりました。

このような状況において、壱岐市社会福祉協議会では、地域の福祉弱者の実態把握の推進に重点を置き、住民相互のつながりや絆を一層深め、さらに健康づくりに積極的に取り組みます。

一方、介護保険事業は大変厳しい運営状況にあり、効率化改善に向けた抜本的な取組が急務であります。さらに、法令遵守の徹底や危機管理の強化に努めるとともに、人材確保と育成、定着化に努める等、市民の信頼と公益的な使命に応えていきます。

相談体制強化の積極的な取り組みとして、「生活困窮者自立支援事業」「日常生活自立支援事業」「法人後見事業」など行政や関係機関とのネットワークを活用し、専門的機能を生かした個別支援に取り組み、地域における公益的な責務を推進します。

【事業実施計画】

I 法人運営事業

1. 法人運営事業

(1) 基金や積立金等の計画的・安定的な運用を検討し、新規会員増と利用料収入の増強に努めます。さらには、予算の適正かつ、効果的、効率的な執行と経費節減、持続可能な財政運営を推進します。

- ①補助金、委託料等の財源確保の推進
- ②災害や感染症に対するBCP（事業継続計画）策定
- ③各業務の効果的・効率化の推進
- ④事業PRと利用者増強の推進

(2) 市民に対する親切、丁寧、思いやり、安心・安全をモットーとする事業運営の徹底。

2. 組織・機能・経営基盤の強化

経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上、財務規律の確保、地域における公益的な取組に努め、市民の信頼に応える法人運営を進めます。

- (1) 社会福祉充実財産資金5ヵ年計画の検証と見直し
- (2) 組織・経営基盤強化計画第2期の策定
- (3) 事務事業の効率化・広報活動の充実
- (4) ICT（情報通信技術）と情報機器活用の推進（主にオンライン会議活用）
- (5) 地域との連携強化を図り住民参加の組織づくり
- (6) 地域還元福祉事業の活用推進

3. 人材育成の充実

社協職員としての専門性の向上と管理職のマネジメント力の強化を図り、公益的な使命を果たす人材の育成を進めます。更には、職員行動計画の実施や体系的な研修等も含めた職員育成を図ります。

併せて、次世代を担う人材を確保するための新規職員の増員。将来を見据えた適正な人員配置を行います。

- (1) 資格取得の支援及び各種研修の実施による職員の資質の向上
- (2) 関係機関、団体等の行う大会、会議、研修会への参加、協力
- (3) 人材育成のために各機関が行う実習等の受け入れ協力
- (4) 職員行動計画の作成、実施と検証

II 地域福祉事業

1. 地域福祉活動の推進

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の活動が中止となり、引きこもりや外出控えが増加し、日常生活に支障をきたしています。高齢者や障害を持つ人が、住み慣れた地域で生活できるよう実状を把握し、介護サービスや介護予防サービスなどの相談に応じながら、地域の健康づくりに取り組みます。

また、地域住民が直面する様々な生活課題・地域課題を理解するとともに、その課題を住民が主体的・自主的に解決していくための地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会の実現を目指します。

- (1) 企画・広報事業
 - ① 社協だより“ほほえみ”の発行
 - ② ホームページの運用
- (2) 地域福祉活動計画第2期の策定
- (3) 地域包括支援センター相談窓口業務の推進
- (4) 独居老人の見守りと支援
- (5) 民生委員児童委員協議会との情報の共有及び連携
- (6) 各地区慰霊祭の開催
- (7) 地域福祉団体の育成・支援
- (8) まちづくり協議会との連携

2. 介護予防事業の推進

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深め、生きがいと健康づくりを推進し、閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで介護予防に繋げ、高齢者の在宅生活を支援します。

- (1) 介護予防教室（はつらつ元気塾）の実施とPR
- (2) ふれあいサロンの設置増強と支援
- (3) 老人クラブ連合会との連携

3. ボランティアセンター事業

ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティアの育成や活動の支援をもって「支え合う福祉のまちづくり」を行います。

また、社会福祉の発展に功績のあった個人、事業者及び社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表するとともに、講演を通して、地域福祉活動の普及・推進を図ります。

- (1) ボランティアセンターの運営整備
- (2) 第4回社会福祉大会の開催（5年に1回）
- (3) 災害ボランティアセンターの運営整備
- (4) 福祉体験学習等による福祉教育の推進
- (5) ボランティア協力校との連携

4. 総合相談支援体制の強化

総合相談支援体制を整備し、相談機能の充実を図り、地域の様々な生活課題を積極的に把握し、関係機関連携のもとに問題解決に努めます。また、成年後見制度の受け皿確保のため、市内の法人後見の受任及び相談窓口業務を行います。

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
- (2) 生活困窮者自立支援事業の推進
- (3) 心配ごと相談事業の推進
- (4) 法人後見事業の推進

5. 生活福祉資金貸付事業

金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障害者や、介護を要する高齢者が同居する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に相談援助を行います。

- (1) 県社協生活福祉貸付事業の受託
- (2) 市社協福祉資金貸付事業

6. 各種募金事業の推進

各種募金活動の普及と啓発を行い、福祉活動の浄財確保に努め、地域福祉の増進を図り、国内外の災害支援や、地域での支え合い活動の醸成に努めます。

- (1) 赤い羽根共同募金活動の推進
- (2) 日本赤十字社資募集協力
- (3) 長崎県殉国慰霊奉賛会会費勧募協力
- (4) 24時間テレビチャリティー募金協力

Ⅲ 介護保険事業

1. 介護保険事業等の経営

新型コロナウイルス感染症に対する利用者、職員の健康管理、体調確認により、施設内に持ち込まないための対策を徹底するとともに、利用者の立場を尊重した質の高いサービスを継続して提供します。

また、介護認定を受けた方が、居宅において自立した日常生活を営むことができるよ

う、サービス提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、利用者とその家族の在宅生活を支援します。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 通所介護事業
- (5) 福祉用具貸与事業
- (6) 特定福祉用具販売事業
- (7) ゆうゆうお達者クラブ事業
- (8) 配食サービス事業の受託
- (9) 外出支援サービス事業の受託

IV 障害者福祉事業

1. 障害者福祉活動の推進

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、サービスの提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、利用者とその家族の在宅生活を支援します。

- (1) 障害者配食サービス事業の受託
- (2) 障害者ホームヘルプサービス事業の受託
- (3) 障害者相談支援センター事業の受託
- (4) 障害児・者日中一時支援事業の受託
- (5) 放課後等デイサービス事業の受託
- (6) 障害児通所入浴サービスの受託
- (7) 障害者移動支援事業の受託
- (8) 障害者訪問入浴サービスの受託
- (9) 障害程度区分認定調査の受託

V 子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業の推進

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の生活の安定と児童の健全育成を支援します。

- (1) 放課後児童クラブの受託
 - ①市内4拠点（郷ノ浦、勝本、芦辺、石田）で実施
- (2) 地域子育て支援拠点事業の受託
 - 勝本町かざはや内で実施
- (3) ファミリーサポートセンター事業の受託
- (4) おもちゃ図書館の運営